

(介護予防) 介護・医療訪問看護サービス重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所	医療法人社団 大坪会 東和訪問看護ステーション
所在地	【東和訪問看護】 〒120-0003 東京都足立区東和 4-7-7 ウィスティ 43 1 階 TEL 03-5613-1690 FAX 03-5613-1696 【サテライト東都文京】 〒113-0034 東京都文京区湯島 3-5-7 TEL 03-3831-2181 (代) FAX 03-3837-5916
管理者	大野 雄司
	1362190348 (介護) 7296346 (医療)
サービス提供地域	【東和訪問看護】 (足立区の一部地域) 東和 1 丁目～5 丁目・谷中 1 丁目～5 丁目 大谷田 1 丁目～5 丁目・辰沼 1 丁目、2 丁目 佐野 1 丁目、2 丁目・神明 1 丁目～3 丁目 神明南 1 丁目、2 丁目・東綾瀬 1 丁目～3 丁目 綾瀬 1 丁目～7 丁目・六木 1 丁目～4 丁目 中川 1 丁目～5 丁目・北加平町・加平 1 丁目～3 丁目 (葛飾区の一部地域) 亀有 3 丁目～5 丁目・西亀有 2 丁目～4 丁目 【サテライト東都文京】 (文京区一部地域) 湯島 1～3 丁目・弥生 2 丁目～10 番地・根津 2 丁目～14 番地・本郷 (台東区一部地域) 下谷 1 丁目・上野・台東・東上野・元浅草・小島・三筋・鳥越・蔵前 4 丁目・浅草橋・松が谷・池之端・上野桜木 1 丁目・上野公園・秋葉原 (千代田区一部地域) 外神田・神田花岡町・神田相生町・神田練堀町・神田和泉町・神田佐久間町・神田平河町・神田佐久間河岸・神田松永町
設立年月日	2015 年 9 月 1 日

※サービス提供地域以外への訪問看護利用の希望があった場合は、事務所と利用者の協議の上、対応させていただきます。

2. 運営の方針

事業所は、訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持と回復を図るとともに快適な在宅療養生活がいとなめるように支援します。尚、事業の運営にあたっては関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び医療・保健・福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めていきます。

3. 訪問看護の内容

訪問看護の利用にあたっては、主治医の指示に基づいて次の内容のサービスを提供いたします。

- ①症状、全身状態の観察
- ②清拭、洗髪などによる清潔の保持
- ③食事及び排泄などの日常生活の介助
- ④褥瘡の予防、処置
- ⑤服薬管理
- ⑥リハビリテーション
- ⑦カテーテル類の管理
- ⑧ターミナルケア
- ⑨療養生活や介護方法のアドバイス
- ⑩その他、医師の指示による医療処置

4. 訪問看護を利用する前の準備

訪問看護を利用するにあたり主治医に訪問看護指示書の発行をしていただく必要があります。文書代金として、医療保険の自己負担割合分の支払いが発生します。

5. 職員と体制

職員	職種	雇用形態	員数
管理者兼訪問看護師	看護師	常勤	1名
訪問看護師	看護師	常勤	3名
訪問看護師	看護師	非常勤	1名
	理学療法士	非常勤	1名
事務職員	医療事務	常勤	1名

6. 営業時間

営業時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

休業日：土曜日・日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）

7. 訪問看護利用料及び利用負担割合について

①利用者負担金は料金表のとおりです。

契約有効期限内、介護保険関係法令又は診療報酬改定により利用者負担金が変更になった場合は、改定後の金額を適応するものとします。改正後の料金表を改めてお渡しします。

②訪問看護利用料と利用負担割合は、介護保険と医療保険の法定利用料に基づく金額です。

③介護保険外の訪問看護の利用を希望する場合や利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、全額自己負担となります。

④交通費については、通常の訪問看護実施地域にお住まいの方は無料です。但し、訪問地域外は公共交通機関（実費）及び自動車を使用した場合には1kmにつき150円となります。

⑤医療保険の訪問看護を利用されている方で、公共交通機関が運行していない時間帯で緊急対応の訪問をした際は交通費の実費いただきます。

8. 相談・苦情対応の窓口

1) 事業所の相談窓口

電話番号 03-5613-1690 担当者 大野雄司

営業時間 9:00~17:00 (土・日 休業日)

2) 足立区の相談窓口 介護保険課 事業者指導係

電話番号 03-3880-5746

3) 葛飾区の相談窓口

・家族介護者ほっとあんしんダイヤル

電話番号 0120-603-305

・区役所区民相談室

電話番号 03-5654-8612から8615

4) 東京都国保連合会 介護相談窓口

電話番号 03-6238-0177

5) 住所地を管轄する地域包括支援センター

6) 文京区の相談窓口 介護保険相談係

電話番号 03-5803-1383

7) 千代田区の相談窓口 介護事業指定係

電話番号 03-5211-4336

8) 台東区の相談窓口 福祉課指導検査係

電話番号 03-5246-1157

9. キャンセルについて

- ①利用者が訪問看護の利用を中止する場合、速やかにご連絡ください。
- ②訪問看護利用の変更に関しては、当日午前9時までにご連絡ください。変更、中止の連絡がない場合は、キャンセル料として訪問看護利用料の10割を請求させていただきます。但し、利用者の体調の急変、入院等でやむを得ない理由がある場合は請求いたしません。

10. 緊急時の対応方法

訪問看護の提供中に利用者の症状に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに利用者の主治医または事業所の協力医療機関へ連絡し医師の指示に従います。同時に緊急連絡先にも連絡いたします。

11. 夜間、休日の緊急対応について

事業所は、24時間対応体制を取っていません。緊急の訪問看護提供は出来かねます。かかりつけ医に直接ご連絡ください。一刻を争う場合は救急車を呼んでください。

12. 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ②身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. その他の事項

・訪問看護提供にあたってのお願い

- ①他のご利用者の緊急対応等や天気急変、事故等で訪問看護師が予定時間に訪問できない場合がございます。訪問日時予定変更をあらかじめご了承ください。
- ②感染防止のための処置及びケア実施時は、ゴム手袋を使用させていただきます。
また、処置前後に手洗いをさせていただきますのでご了承ください。
- ③訪問看護師当に対する贈り物や飲食等のおもてなしはご遠慮させていただきます。

・業務継続計画の設定

事業所は業務継続計画を作成し、定期的な計画見直し、研修、備蓄等を行っています。

・高齢者虐待防止の推進

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を配置し、委員会の開催指針の整備、研修を実施しています。・業務継続計画の設定事業所は業務継続計画を作成し、定期的な計画見直し、研修、備蓄等を行っています。

・高齢者虐待防止の推進

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を配置し、委員会の開催指針

の整備、研修を実施しています。

- ・テレワークの取り扱い

個人情報の適切な取り扱い、管理上、利用者の処遇に支障がないようにルールを定めて実施しますが、現時点ではテレワークを実施しておりません。

テレワーク実施開始する場合は改めてご説明します。

別表 1 介護保険

【基本料金】

訪問看護（要介護 1～5 の方）

		日中 8 時～18 時	早朝（6 時～8 時） 夜間（18 時～22 時）	深夜 22 時～ 翌朝 6 時
20 分未満	看護師	314 単位	393 単位	471 単位
30 分未満	看護師	471 単位	589 単位	707 単位
30 分以上 60 分未満	看護師	823 単位	1,029 単位	1,235 単位
60 分以上 90 分未満	看護師	1,128 単位	1,410 単位	1,692 単位
20 分未満	理学療法士等	294 単位	368 単位	441 単位
40 分未満	理学療法士等	588 単位	735 単位	882 単位
40 分以上 60 分未満	理学療法士等	795 単位	994 単位	1,193 単位

【理学療法士等の減算】

理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士による訪問		緊急時訪問看護加算、特別管理加算 看護体制強化加算のいずれか	
		算定している	算定していない
訪問 件数	看護職員≧リハ職	—	8 単位減算
	看護職員<リハ職	8 単位減算	8 単位減算

介護予防訪問看護（要支援1、2の方）

		日中 8時～18時	早朝（6時～8時） 夜間（18時～22時）	深夜22時～ 翌朝6時
20分未満	看護師	303単位	379単位	456単位
30分未満	看護師	451単位	564単位	677単位
30分以上 60分未満	看護師	794単位	993単位	1,191単位
60分以上 90分未満	看護師	1,090単位	1,363単位	1,635単位
20分未満	理学療法士等	284単位	355単位	426単位
40分未満	理学療法士等	568単位	710単位	852単位

【理学療法士の減算】

理学療法士、作業療法士又は 言語療法士による訪問		緊急時訪問看護加算、特別管理加算 看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問 回数	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は 5単位減算	8単位減算
	看護職員<リハ職	8単位減算	8単位減算

同一建物等居住者（介護予防）訪問看護費の減算について

同一敷地内建物等（同一の敷地内又は 隣接する敷地内同一の建物	①訪問看護ステーションと同一敷地内建物等に居住する利用者の訪問看護費は 90/100 ②同一敷地内建物等で、1月あたり 50人以上に訪問看護を行う場合 85/100 ③上記以外の範囲に所在する同一建物に1月あたり 20人以上の利用者に訪問看護を行う場合 90/100
-----------------------------------	--

【利用料加算事項】

・緊急時訪問看護加算

利用者又は家族等からの電話等により、訪問看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、必要に応じて利用者又は家族等の同意を得て、緊急の訪問看護を提供する場合に1月につき574単位加算します。

☐同意する

☐同意しない

☐非該当

・特別管理加算

事業所が下記の状態にある利用者または主治医が必要と認めた方に対して、訪問看護計画に沿って計画的な管理を行った場合に月1回に限り加算します。

☐同意する

☐同意しない

☐非該当

利用者の状態	加算額（月1回に限り）
・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にあるもの	500単位
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、 在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、 在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を 受けている状態にある者 ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者 ・真皮を超える褥瘡の状態にある者 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	250単位

・長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算や特別訪問看護指示書の利用は、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、週1回につき300単位加算します。

☐同意する

☐同意しない

☐非該当

・複数名訪問看護加算

厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算や特別訪問看護指示書による訪問看護を利用されている方や利用者の身体的理由により一人の看護員等による、訪問看護が困難と認められた方等に対して、同時に複数の看護師等による訪問看護を提供した場合に限り下記を追加します。

☐同意する

☐同意しない

☐非該当

	複数名訪問看護加算（１） （同時に複数の看護師等との訪問）	複数名訪問看護加算（２） （同時に看護補助者との訪問）
所要時間が 30 分未満	2 5 4 単位/1 回	2 0 1 単位/1 回
所要時間が 30 分以上	4 0 2 単位/1 回	3 1 7 単位/1 回

・初回加算

過去 2 ヶ月間において、訪問看護の提供を受けていない場合で新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った場合に加算します。

初回加算（Ⅰ）退院した日の訪問看護の場合 350 単位

初回加算（Ⅱ）初回の訪問看護の場合 300 単位

☐同意する

☐同意しない

・退院時共同指導加算

医療機関又は介護老人保健施設・介護医療院に入院中又は入所中である場合において、主治医等と連携して在宅での療養上必要な指導を行い、その指導内容を提供した場合に加算する

退院・退所時につき 1 回限り 600 単位

特別な管理を必要とされる場合 2 回限り 600 単位

☐同意する

☐同意しない

☐非該当

・口腔連携強化加算

歯科医療機関と連携して利用者の口腔の健康状態を評価し、情報を共有することで、加算します。

☐同意する

☐同意しない

☐非該当

【その他】

その他の利用料

保険適応外			
	日中 (8 時～18 時)	早朝 (6 時～8 時) 夜間 (18 時～22 時)	深夜 (22 時～翌朝 6 時)
月～金曜日	4,000 円/30 分	5,000 円/30 分	6,000 円/30 分
土・日曜日 年末年始 (12/30～1/3)	5,000 円/30 分	6,250 円/30 分	7,500 円/30 分
エンゼルケア（希望された場合）＋消費税 10%			22,000 円 (消費税込み)
その他、訪問範囲を超えるご家族への交通費・衛生材料等			実費 自己負担

基本療養費

精神科基本療養費

管理療養費

基本療養費の加算

①同一建物内 1 人 4,500 円

②同一建物内 2 人 4,500 円

③同一建物内 3 人以上 4,000 円

ロ. 1 日に 3 回以上の場合

①同一建物内 1 人 8,000 円

②同一建物内 2 人 8,000 円

③同一建物内 3 人以上 7,200 円

☐ 同意する

☐ 同意しない

・緊急訪問看護加算

利用者又は、家族等の緊急の求めに応じて、主治医（診療所又は、在宅療養支援病院の保健医）の指示により、訪問看護を提供した場合、1 日につき下記を加算します。

月 14 日まで、 2,650 円

月 15 日目以降 2,000 円

☐ 同意する

☐ 同意しない

・長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める疾病等（別表 1）、特別管理加算や特別訪問看護指示書の利用者は 1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合、週 1 日につき 5,200 円を加算します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

・複数名訪問看護加算

厚生労働大臣が定める疾病等（別表 1）特別訪問看護指示書による訪問看護を利用されている方や利用者の身体的理由により一人の訪問看護師による対応が困難と認められた方等に対して、同時に複数の看護師等による訪問看護を提供した場合に限り下記を加算します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

看護職員等	訪問看護基本療養費（Ⅰ） （同一建物内 1 人）	訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物内 2 人）	訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物内 3 人）
	4,500 円（週 1 日）	4,500 円（週 1 日）	4,000 円（週 1 日）
	3,000 円（週 3 回）	3,000 円（週 3 回）	2,700 円（週 3 回）
	3,000 円（1 回/日）	3,000 円（2 回/日）	2,700 円（週 3 回）
	6,000 円（2 回/日）	6,000 円（2 回/日）	5,400 円（2 回/日）
	10,000 円（3 回以上/日）	10,000 円（3 回以上/日）	9,000 円（3 回以上/日）

・夜間、早朝、深夜訪問看護加算

夜間（18 時～22 時）早朝（6 時～8 時）に訪問看護を行った場合、2,100 円を加算し
深夜（22 時～6 時）に訪問看護を行った場合、4,200 円を加算します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

・専門性の高い看護師による同行訪問

悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を超える褥瘡のある利用者又は、人工肛門若しくは人工膀胱を造設している利用者で管理が困難な場合、専門的な研修を受けた訪問看護師による訪問を希望される場合は連携いたします。その場、専門的な研修を受けた訪問看護ステーションへ利用料金 12850 円/月 1 回の支払いが発生します。

☐同意する

☐同意しない

・専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた訪問看護師が計画的な管理を行った場合、特定行為研修を修了した看護師が医師の手順書により計画的な管理を行った場合に 1 月 1 回 2,500 円加算します。

☐同意する

☐同意しない

※当事業所は現在、専門性の高い研修終了した訪問看護師は在籍しておりません。今後、計画的に必要な研修へ参加も検討しておりますので、専門管理加算算定が可能となりましたら改めてご説明します。

管理療養費の加算

・24 時間対応体制加算（現在 2025 年加算が取れる体制ではありません）

利用者又は家族等からの電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、必要に応じて利用者又は家族等の同意を得て緊急の訪問看護を行う場合、1 月につき 6,520 円を加算します。

☐同意する

☐同意しない

・特別管理加算

事業所が下記の状態にある利用者に対して訪問看護の提供に関する計画的な管理を行った場合に、月 1 回に限り加算します。

☐同意する

☐同意しない

利用者の状態	加算額（月 1 回に限り）
・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者	5,000 円
・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理 - 在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 - 在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者	2,500 円

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 真皮を超える褥瘡の状態にある者 ・ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 | |
|--|--|

・ **退院時共同指導加算**

医療機関又は介護老人保健施設・介護医療院に入院中又は入所中である場合において主治医等と連携して在宅での療養上必要な指導を行い、その指導内容を提供した場合、入院・入所中に 1 回限り、また厚生労働大臣が定める疾病等（別表 1）の利用者等については、2 回限り 8,000 円を加算します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

・ **特別管理指導加算**

特別管理加算の対象者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして 2,000 円を加算します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

・ **退院支援指導加算**

厚生労働大臣が定める疾患等（別表 1,2）特別管理加算の対象者、退院日の訪問看護が必要であると認められた者に対し、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が退院した日に療養上必要な指導を行った場合に 6,000 円を加算します。
また、当日複数回訪問し合わせて 90 分以上又は 1 回の訪問で 90 分以上の訪問看護を提供した場合は 8400 円を加算します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

※厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者とは

- ・ 15 歳未満の超重症児又は準超重症児
- ・ 特掲診療料の施設基準等別表 8 に掲げる者（別紙 1 記載あり）
- ・ 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者

・ **在宅患者連携指導加算**

訪問看護師等（准看護師）が、利用者・家族等の同意を得て医療関係職種間で月 2 回以上（電子メール・FAX）文書等により情報共有し、その情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合、月 1 回に限り 3,000 円を加算する。

☐ 同意する

☐ 同意しない

・ **在宅患者緊急時等カンファレンス加算**

利用者の急変や治療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより、開催されたカンファレンス（ICT 活用も含む）に事業所の訪問看護師（准看護師を除く）が参加して共同で利用者や家族に対して指導を行った場合、月 2 回に限り 2,000 円を加算します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

・ **訪問看護医療 DX 情報活用加算**

電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の提供に関する計画的な管理を行った場合に月 1 回に限り、50 円を加算します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

・看護介護職員連携強化加算

口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、事業所の訪問看護師が処置を行う介護職員等に対し、利用者の病態の変化に応じて、医師の指示の下、支援・連携した場合に月 1 回に限り 2,500 円を加算します。

☐同意する

☐同意しない

・訪問看護情報提供療養費 1

事業者が区市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等（別表 1）の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に月 1 回に限り 1,500 円を加算します。

☐同意する

☐同意しない

・訪問看護情報提供療養費 3

保険医療機関等へ入院又は入所する利用者について、事業所がかかりつけ医へその利用者の治療や療養に必要な情報を提供した場合に月 1 回に限り 1,500 円を加算します。入院又は入所先からの求めに応じてかかりつけ医へ提供した情報の写しを提出します。

☐同意する

☐同意しない

・訪問看護ターミナルケア療養費 1

在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後 24 時間以内に在宅、特別養護老人ホーム等以外で死亡した者も含む）に対してその主治医の指示により死亡日及び死亡前日 14 日以内に 2 回以上訪問看護を提供し支援体制を利用者及び家族等に説明した上でターミナルケアを行った場合、死亡月に 25,000 円を加算します。

☐同意する

☐同意しない

・訪問看護ターミナルケア療養費 2

特別養護老人ホーム等で死亡した看取り介護加算等を算定している利用者（ターミナルケアを提供した後 24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、その主治医の指示により、死亡日及び死亡前日 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を提供し、支援体制を利用者及び家族等に説明した上でターミナルケアを行った場合、死亡月に 10,000 円を加算します。

☐同意する

☐同意しない

その他の利用料につきましては、9 ページと同様

※基本療養費、管理療養費、加算等から計算して、各自の自己負担の額を徴収いたします。

※当事業所の休業日、訪問看護を利用された場合には保険適応外の実費をいただきます。

訪問看護に係る厚生労働大臣が定める疾病等の利用者等

週 3 日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

※3 日を超えない訪問も可、難病等複数回訪問加算、2 カ所の訪問看護ステーションの訪

厚生労働大臣が定める疾病

(1) 特掲診療料の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン

○筋萎縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病

○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、

大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類が
ステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）

○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮、シャイ・ドレーガー症候群）

○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病

○副腎白質ジストロフィー ○脊髄小脳変性症 ○球脊髄性筋萎縮症

○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○脊髄損傷

○人工呼吸器を使用している状態の者

(2) 特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者

1. 在宅悪性腫瘍等患者指導管理も若しくは、在宅気管切開患者指導管理を
受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを
使用している状態にある者

2. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、
在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている
状態にある者

3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

4. 真皮を越える褥瘡の状態にあるもの

5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

以上の説明を受け利用者は、この契約内容に同意いたします

名称 医療法人社団 大坪会 東和訪問看護ステーション

代表者 理事長 大坪 茂 ⑩

管理者 大野 雄司 ⑩

説明者 ⑩

契約締結日（西暦） 年 月 日

●利用者 〒

住所

氏名 ⑩

TEL

●上記代理人 氏名 ⑩ 続柄

〒

住所

TEL

Mail

連絡可能時間帯.連絡方法

個人情報の使用同意書

私、及びその家族は安全でより良い（介護予防）訪問看護サービスを利用するために居宅サービス担当者会議等において介護支援専門員やかかりつけ医、その他サービス担当者に対して個人情報を使用する事に同意します。

なお、個人情報の利用は、サービス提供に必要な範囲とし、サービス担当者等は業務上知り得た個人情報を漏らすことの無いよう法律で義務付けられています。

名称 医療法人社団 大坪会 東和訪問看護ステーション

代表者 理事長 大坪 茂 ⑩

管理者 大野 雄司 ⑩

説明者 ⑩

契約締結日 （西暦） 年 月 日

●利用者 氏名 ⑩

●上記代理人 氏名 ⑩ 続柄

●家族

氏名 続柄

〒

住所

連絡先